平成２８年（フ）第９１号
広島県福山市神辺町大字新徳田421番地７
サンセブン３号
債務者　朝日向隼人
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２６１号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1985番地２、前住所熊本市東区佐土原２丁目４番81号　フィカーサ佐土原Ｆ101
債務者　内田小百合
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６５号
熊本県上益城郡御船町大字滝川1393番地９、前住所熊本県上益城郡御船町大字御船956番地１
債務者　島野　安奈（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市太田和１丁目20番９号
債務者　遠藤　真美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５５号
熊本市東区長嶺東２丁目11番111―202号　アンジュ・Ｆ、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2682番地８
債務者　瀬上　寛史
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９４３号
愛知県小牧市大字岩崎10番地　ユニシス味岡Ｂ棟203号
債務者　窪園亜里佐
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３号
山口県周南市上迫町12番１―503号
債務者　正野崎智和
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２８６号
栃木県宇都宮市西一の沢町16番17号　山久ハイツ301、前住所栃木県日光市日蔭329番地
債務者　澤田奈津子（旧姓百目鬼）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０３号
栃木県足利市朝倉町３丁目33番地５　ファミールハイツⅠ　202
債務者　仲野　　香（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０２８号
東京都目黒区下目黒３丁目５―24―101
債務者　藤田阿佐子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０６９号
東京都足立区西新井６丁目３―14
債務者　臼田　圭介
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０７２号
東京都練馬区東大泉５丁目５―５―202
債務者　阿部　純一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０７４号
東京都中野区白鷺１丁目４―１―710
債務者　仙波　　操
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０７５号
東京都町田市南大谷1325―16―203
債務者　石澤　治奈
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０７９号
東京都練馬区高野台３丁目11―２―501
債務者　遠藤　広一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０８５号
東京都台東区松が谷３丁目３―11　大悦荘６
債務者　市川　晴美
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部